

電解二酸化マンガンを対して課する暫定的な不当廉売関税に関する
政令第1条第1項第1号に規定する電気分解の工程を経て製造した
二酸化マンガンをでない旨の証明書の提出に関する省令案要旨

1. 電解二酸化マンガンを対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第1条第1項第1号において規定する証明書については、その証明に係る物品についての輸入申告等の際に税関長に提出することとする。
2. この省令は、平成20年6月14日から施行することとする。